

文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱

18文福障第1105号平成18年9月29日決定
20文福障第2153号平成21年3月31日一部改正
21文福障第2157号平成22年2月26日一部改正
22文福障第1205号平成22年9月17日一部改正
23文福障第1232号平成23年9月22日一部改正
24文福障第2743号平成25年3月29日一部改正
26文福障第2057号平成26年10月1日一部改正
27文福障第2734号平成28年3月16日一部改正
2019文福障第199号平成31年4月25日一部改正
2019文福障第2542号令和2年1月27日一部改正
2025文福障第3373号令和8年3月17日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区地域生活支援事業実施要綱（18文福障第1070号）第2条に規定する移動支援事業、日中短期入所事業及び日中一時支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）を提供する事業者（以下「地域生活支援サービス事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「都指定基準」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）において使用する用語の例による。

(登録)

第3条 地域生活支援サービスを提供しようとする者は、この要綱で定めるところにより、地域生活支援サービス事業者として区長の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、地域生活支援サービスを提供しようとする者の申請により、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）ごとに行う。

(登録の申請)

第4条 前条の規定により地域生活支援サービス事業者としての登録を受けようとする者は、文京区地域生活支援サービス事業者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の管理者の氏名及び住所
- (2) 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所（移動支援事業に係る登録の申請に限る。）

(3) 運営規程

(4) その他区長が必要と認めた事項

(登録の要件)

第5条 区長は、前条の申請があった場合において、申請者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしているときは、第3条第1項の登録を行う。

(1) 移動支援事業のサービスを提供する事業者として登録を行おうとする者 居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護に係る都指定基準に基づく指定障害福祉サービス事業者又は居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護に係る文京区基準該当事業者の登録等に関する規則（平成18年9月文京区規則第90号。以下「規則」という。）に基づく登録を受けている事業者であること及び別に定める基準を満たしていること並びに移動支援事業の提供に当たる者として次に掲げるものによりサービスを提供させること。

ア 告示第1条各号に掲げる者

イ 別に定めるところにより実施する文京区移動支援従事者養成研修（以下「養成研修」という。）の課程を修了し、当該養成研修を実施した者から当該養成研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ウ 養成研修に相当するものとして区長が認める研修の課程を修了し、当該研修を実施した者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

エ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所において、直接利用者の支援を行う者としての経験を2年以上有する者

(2) 日中短期入所事業のサービスを提供する事業者として登録を行おうとする者 短期入所に係る都指定基準に基づく指定障害福祉サービス事業者であること。

(3) 日中一時支援事業のサービスを提供する事業者として登録を行おうとする者 区内で障害者総合支援法第36条の規定に基づき都道府県知事又は区長が指定した指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15に規定する児童発達支援事業者若しくは放課後等デイサービス事業者であること及び別に定める基準を満たしていること。

(登録等の決定)

第6条 区長は、第4条の規定による申請があった場合は、審査の上、適当と認めるときはこれを登録し、不適当と認めるときはこれを却下する。

2 区長は、前項の規定による登録の可否の決定について、文京区地域生活支援サービス事業者登録決定・登録申請却下通知書（別記様式第2号）により申請者に対し通知する。

(変更等の届出)

第7条 第3条の規定による登録を受けた地域生活支援サービス事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、文京区地域生

活支援サービス事業者登録事項変更届出書（別記様式第3号）に、変更の状況が分かる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 登録事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、文京区地域生活支援サービス事業者廃止・休止・再開届出書（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。

（給付費の支給等）

第8条 区長は、登録事業者により行われた地域生活支援サービスについては、文京区移動支援事業実施要綱（18文福障第1105号）第2条、文京区日中短期入所事業実施要綱（18文福障第1105号）第3条及び文京区日中一時支援事業実施要綱（2025文福障第2226号）第3条の規定に基づき事業に要する費用（以下「地域生活支援給付費」という。）の支給を行う。

（代理受領）

第9条 登録事業者は、あらかじめ区長に対し提出した申請書において、地域生活支援給付費の代理受領を実施する旨の記載をしている場合において、支給決定障害者等が登録事業者から地域生活支援サービスの提供を受けたときは、支給決定障害者等からの委任に基づき、支給決定障害者等が支払うべき地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、地域生活支援サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、支払をした支給決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 4 前項の領収証には、支給決定障害者等から支払を受けた費用の額のうち、地域生活支援給付費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 5 登録事業者は、第1項の規定により、支給決定障害者等に代わって地域生活支援給付費の支払を受けるときは、地域生活支援サービスに要した費用の額から登録事業者を支払われる地域生活支援給付費の額を控除して得た額について、支給決定障害者等から支払を受ける。
- 6 登録事業者は、第1項の規定による支払を受けたときは、支給決定障害者等に対して、支給決定障害者等に係る地域生活支援給付費として受領した額を通知しなければならない。

（報告等）

第10条 区長は、地域生活支援給付費の支給に関して必要があると認めたときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者又は事業所の従業者若しくは事業所の従業者であった者（以下「登録事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、登録事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員をして、関係者に対し質問させ、若し

くは地域生活支援サービス事業所について設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告、命令等)

第11条 区長は、地域生活支援サービス事業者が、従業者の知識や技能、人員について都指定基準等に適合していない場合や、設備及び運営に関して都指定基準等に従って適正な地域生活支援サービス事業を運営していないと認められる場合には、当該地域生活支援サービス事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 区長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた地域生活支援サービス事業者が、前項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 区長は、前2項の規定による勧告を受けた地域生活支援サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を取らなかったときは、当該地域生活支援サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 区長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し)

第12条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の登録を取り消すことができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(3) 第10条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 登録事業者等が、第10条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、文京区地域生活支援サービス事業者登録取消通知書(別記様式第5号)により申請者に対し通知する。

(不正利得の徴収)

第13条 区長は、地域生活支援サービス事業者が、偽りその他不正の行為により地域生活支援給付費の支給を受けたときは、当該地域生活支援サービス事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による登録の申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の文京区地域生活支援サービス事業者の登録等に関する要綱に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による登録の申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。